旭川市確認台帳記載証明書及び敷地の接道証明書に係る交付事務実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第１２条第８項に規定する台帳（以下「台帳」という。）に記載されている事項に関する証明及び敷地が法第４２条に規定する道路（同条第１項第１号に該当する道路を除く。以下「道路」という。）に接している事項に関する証明事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　確認台帳記載証明書　台帳に記載されている事項に関する証明書

（２）　敷地の接道証明書　特定の敷地が、道路に接している事項に関する証明書

（３）　建築計画概要書　建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第１１条の３第１項１号の書類

（４）　処分等概要書　施行規則第１１条の３第１項５号の書類

（５）　概要書等　建築計画概要書及び処分等概要書

（６）　物件特定に必要な情報　次に掲げる証明書の区分に応じて、当該区分に掲げるもの

ア　確認台帳記載証明書　建築等の概要が示された確認済証、家屋若しくは土地の登記事項証明書、地図、地積測量図、閉鎖謄本等の原本又は写し

イ　敷地の接道証明書　敷地の地積測量図、公図、付近見取図、地図等の原本又は写し

２　前項に記載のない用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号)、施行規則、旭川市建築基準法施行条例（昭和 44 年旭川市条例第 45 号）又は旭川市建築基準法施行細則（平成 13 年旭川市規則第 45 号）の定めるところによる。

（証明事項）

第３条　確認台帳記載証明書の証明事項は、次の各号に掲げるもの（記載事項に変更がある場合は、変更後の記載事項）とする。

（１）　建築物に関する事項であって、次に掲げるもの

ア　建築主の氏名

イ　敷地の位置

ウ　主要用途

エ　工事種別

オ　延べ面積

カ　申請面積

キ　階数

ク　確認済証及び完了検査済証の番号（処分等概要書に記載されているもの。以下同じ。）

ケ　確認済証及び完了検査済証交付の年月日（処分等概要書に記載されているもの。以下同じ。）

コ　その他市長が特に必要と認めた事項

（２）　建築設備に関する事項であって、次に掲げるもの

ア　敷地の位置

イ　種別

ウ　用途

エ　積載荷重

オ　最大定員

カ　定格速度

キ　その他必要な事項（　号機）

ク　設置する建築物又は工作物

ケ　確認済証及び完了検査済証の番号

コ　確認済証及び完了検査済証交付の年月日

サ　その他市長が特に必要と認めた事項

（３）　工作物に関する事項であって、次に掲げるもの

ア　敷地の位置

イ　種別

ウ　高さ

エ　構造

オ　工作物の名称又は工事名

カ　確認済証及び完了検査済証の番号

キ　確認済証及び完了検査済証交付の年月日

ク　その他市長が特に必要と認めた事項

２　敷地の接道証明書の証明事項については、特定の敷地に対する接道に関する事項であって、次の各号に掲げるものとする。

（１）　土地の位置

（２）　道路の種類及び幅員

（３）　その他市長が特に必要と認めた事項

（証明書の交付申請）

第４条　証明書の交付申請は次による。

（１）　受付は、旭川市の休日を定める条例（平成５年旭川市条例第３号）第１条第１項各号に定める日以外の、午前９時から午後５時までとする。

（２）　台帳、概要書等の整理その他必要があると市長が認めるときは、前号の規定にかかわらず、交付申請の受付を停止し、又は交付申請時間を短縮することがある。この場合において、その旨をあらかじめ建築指導課窓口及び旭川市ホームページに表

示する。

（３）　確認台帳記載証明書にあっては、建築物、建築設備又は工作物の特定に必要な情報（確認済証番号、検査済証番号、建物（土地）の登記事項証明書（全部事項証明書、閉鎖登記簿等)、地積測量図、建物図面等）を提示の上、確認台帳記載証明書交付申請書（様式第１号）により市長へ申請する。

（４）　敷地の接道証明書にあっては、公図又は地積測量図を添えて、敷地の接道証明書交付申請書（様式第２号）により市長へ申請する。

２　市長は、前項の申請があった場合、提示された情報を基に物件特定の検索を行い、建築物においては確認台帳記載証明書（様式第３号）を、建築設備においては確認台帳記載証明書（様式第３号の２）を、工作物においては確認台帳記載証明書（様式第３号の３）を、敷地の接道証明においては敷地の接道証明書（様式第４号）を交付する。

（証明書交付対象の除外）

第５条　次の各号のいずれかに該当する場合は、証明書の交付対象から除外する。

（１）　物件特定に必要な情報が不足しており、台帳上物件を特定できない場合

（２）　台帳に記載している内容が明らかに誤りであると判断した場合

（３）　台帳に確認申請又は道路指定申請の記載はあるが、確認又は道路指定の処分の履歴がない場合

（４）　その他市長が交付すべきでないと判断した場合

（手数料の納付）

第６条　証明書の手数料は旭川市手数料条例（平成１２年旭川市条例第１０号）に定めるところによる。

２　申請者は交付申請を行った後、市民課及び支所等の手数料の支払いを取り扱う窓口にて手数料を納付する。ただし、郵送による交付の場合はこの限りでない。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、台帳に記載されている事項に関する証明及び敷地が道路に接している事項に関する証明事務に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１１月２日から施行する。